

夜間中学・学びの多様化学校認知度向上業務委託に係る企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、当該業務の受託者を決めるために実施する公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名称

夜間中学・学びの多様化学校認知度向上業務委託

(2) 業務内容

別紙「夜間中学・学びの多様化学校認知度向上業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 予算上限額

金 5,852,440 円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は予算上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 応募資格

応募できるのは、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

(1) 本件業務を効果的に実施できる体制が整えられていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」による指名停止措置期間中の者でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。

4 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年6月15日（月） |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年7月3日（金）正午 |
| (3) 参加申込書提出期限 | 令和8年7月8日（水）午後5時 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和8年7月15日（水）午後5時 |
| (5) 審査会 | 令和8年7月21日（火） |
| (6) 審査結果通知 | 令和8年7月28日（火） |

5 応募手続き

(1) 書類等提出先、質問受付（共通）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁防災新館3階）

山梨県教育庁総務課教育企画室 夜間中学・学びの多様化学校担当
メールアドレス : kyouiku-kikaku@pref.yamanashi.lg.jp

質問事項があれば、質問書（様式任意）を作成し、電子メールにて送付してください。
電話や口頭での質問は応じられません。質問があった場合、令和8年7月6日（月）
までに全参加申込者に質問と回答を電子メールにて送付します。

（２）参加申込書の提出

①提出書類（各１部提出）

イ）参加申込書（様式１）

ロ）誓約書（様式２）

ハ）会社概要等整理表（様式３）

ニ）会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）及び財務諸表（直近のもの）を添付すること。

ホ）法人登記簿謄本（写し可）

ヘ）実施体制表（様式４）

ト）資本関係・人的関係等に関する調書（様式４－１）

※ただし、山梨県物品等入札参加資格者名簿に登載されている場合は、審査結果通知書の写しを添付することにより、上記ロ～ホの書類は不要とする。

②提出期限

令和8年7月8日（水）午後5時必着

③提出方法

持参又は郵送（持参の場合の受付は、土日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。）

④提出期間までに県が参加申込書を受理できない場合は参加を認めない。

⑤申請後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出すること。

（３）企画提案書等の提出

①提出書類

・企画提案書（様式6）・・・7部（コピー可）

※ 企画提案書は別紙1「企画提案書の記載内容等について」を踏まえたものとし、提案1事業者につき1提案とすること。

※ 様式6を除き、企画提案書には提案事業者の名称を記載しないこと。

・見積書（様式任意）・・・1部

※ 見積書の合計金額（税込）は「2 業務の概要（4）予算上限額」の額を超えないこと。

②提出期限

令和8年7月15日（水）午後5時必着

③提出方法

・持参又は郵送（持参の場合の受付は、土日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。）

・なお併せて、企画提案書については提出期限までにPDF化した電子ファイルを5（1）に示したアドレス宛てに電子メールで送付すること。

④提出期限までに県が企画提案書等を受理できない場合は審査対象としない。

⑤一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替え又は撤回することがで

きない。

⑥「3 応募資格」の条件を満たさなくなった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ・公募要領の規定に反した提案
- ・誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

6 審査方法・基準

(1) 実施方法

企画提案書の内容をより詳細に把握するためプレゼンテーション及びヒアリングを行う

(2) 実施日時

令和8年7月21日(火)(予定)(プレゼンテーション開始時刻等は個別に通知する)

(3) 持ち時間

1者30分(プレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分以内を目安とする)

(4) 審査基準

別紙2「審査基準」のとおりとする。

(5) 審査は、審査の公平性確保及び企業ノウハウの流出防止のため非公開とする。

(6) 審査結果を基に、県が第1順位の委託候補者を決定し、当該事業者との契約手続きを行う。

(7) 審査結果は、各提案者に「採用」「不採用」の別を連絡する。

(8) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは次点の者と契約の交渉を行う。

(9) 選定結果等は、県のホームページで公表する。

※ 公表事項は、評価基準、配点及び評価、審査結果、第1順位委託候補者の名称等とし、第1委託候補者以外の提案者の名称は公表しない。

7 契約に関する事項

(1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。

(2) 契約保証金については、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)第109条第1項に規定する契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。ただし、規則第109条の2に該当する場合はこれを免除するものとする。

(3) 企画提案書等に記載された事項は、別紙1仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱う。ただし、業務の目的のために修正すべき必要がある場合には、県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

8 その他

(1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類の取り扱い

①提案者が県に提出した書類(以下「提出書類」という。)に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。

②提出書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。

③提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用したことにより生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

(3) 本企画提案応募に要した一切の費用は、提案者自身が負担するものとする。

(4) 審査終了後、契約を締結するまでの間、「3 応募資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(5) 「3 応募資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があ

った場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、応募を認めないことがある。

9 本件に関する問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁防災新館3階）

山梨県教育庁総務課教育企画室 夜間中学・学びの多様化学校担当

電話：055-223-1707

メールアドレス：kyouiku-kikaku@pref.yamanashi.lg.jp

企画提案書の記載内容等について

企画提案書については、企画提案募集要領（3）によるほか、次の点に留意して作成すること

I 企画提案書の様式について

様式6のとおりとし、添付資料はA4版とすること

II フォーラムについて

① 基調講演の講師について

招聘する講師の候補者を2～3名選び、簡単なプロフィール及び候補者として選んだ理由を記載すること

② 会場について

会場となる候補施設を2～3ヶ所選び、当該施設の概要及び候補施設として選んだ理由を記載すること

③ 広報素材について

周知のための広報素材のコンセプト及び当該素材をイメージしやすい簡単な絵コンテ等を提示すること

④ 広報媒体について

想定している広報媒体を提示し、当該媒体を選んだ理由を記載すること、特に業務委託仕様書に示した媒体以外の媒体を想定している場合には、その効果も記載すること

III 啓発広報について

① 動画について

啓発広報用のアニメーション動画のコンセプト及び当該動画をイメージしやすい簡単な絵コンテ等を提示すること

② リーフレットについて

リーフレットのコンセプト及び当該リーフレットをイメージしやすい簡単な絵コンテ等を提示すること

③ 多言語化について

動画及びリーフレットの多言語化の実現方法を記載すること

④ 業務実績について

これまでに今回の業務と類似性のある業務の実績を有する場合には、その概要を直近から5例以内で記載すること
実績を有しない場合には、その旨記載すること

IV 見積書について

見積額は、合計金額（税込）のほか、その内訳（フォーラム開催に係る積算額及び啓発広報に係る積算額）を記載すること

(別紙2)

審査基準

1 審査方法

- ・評価項目及び配点等は「2」のとおりとし、審査員1名につき100点を満点とする。
- ・各審査員の合計点を合算して全体の合計点とし、点数の高い順に順位を付けるものとする。
- ・点数が同じ場合は、審査員の多数決により順位を決定する。
- ・ただし、審査員の3名以上が50点に満たない点数を付けた提案者は、順位にかかわらず委託候補者とししない。

2 評価項目及び配点等

評価項目		評価点 A	係数 B	配点 A×B
1	○ 周知啓発フォーラムの開催			
	・開催場所の選定は適当か	5点	1	5点
	・講演者の選定は趣旨を踏まえたものとなっているか	5点	2	10点
	・フォーラムの周知方法は趣旨を踏まえた内容となっているか	5点	2	10点
	・このほか創意工夫が見られる提案内容はあるか	5点	1	5点
2	○ 啓発広報の実施			
	・動画やリーフレットの内容は趣旨に合っているか	5点	3	15点
	・多言語化の対応は適当か	5点	2	10点
	・広報の方法は趣旨を踏まえたものとなっているか	5点	2	10点
	・このほか創意工夫が見られる提案内容はあるか	5点	2	10点
3	○委託業務の実施体制			
	・人員体制は必要かつ十分なものとなっているか	5点	1	5点
	・動画作成やリーフレット作成においては十分な実績を有しているか	5点	2	10点
4	○費用対効果			
	・評価点×(全提案者中最低見積額/提案者見積額) ※小数点以下第3位を四捨五入	5点	2	10点
合 計				100点

3 評価の基準

各評価項目の評価点は、5点満点（最高得点5点、最低得点0点）とする。

- ・特に優れている (5点)
- ・優れている (4点)
- ・普通（基準点） (3点)
- ・やや劣る (2点)
- ・劣る (1点)
- ・要求基準を満たしていない (0点)